

# 常駐機械巡回警備業務実施要領

(高等学校・山の手養護学校)

(警備本部の設置)

- 1 乙は、警備対象校の異常の有無の確認を行い、緊急事態に対処するための警備本部を設置するものとする。

(警備業務等を実施する時間)

- 2 乙は、毎日、次の各号に掲げる時間中、業務を実施するものとする。

- (1) 乙が常駐警備業務等を実施する時間は[ ]とし、原則として[ ]から[ ]までとする。また、定時制がある場合は、原則として[ ]から[ ]までとする。但し、休業日は[ ]から[ ]までとする。

また、学校の都合により、常駐警備開始時間を変更する必要がある場合には、甲乙協議の上変更することとする。なお、学校行事等により臨時に開始時間変更の必要があるときは、その都度時間を前後させること。

- (2) 乙が機械巡回警備業務を実施する時間は、毎日、常駐警備時間終了後、警備対象校に設置している警備センサー等の機器の作動時間中とする。なお、当該機器のスイッチ入切は、学校職員等が行うものとする。ただし、常駐警備時間後に学校に残っている学校職員等がいない場合には、常駐警備終了後、警備員が当該機器のスイッチ入を行うものとする。

(従業員の身分証明)

- 3 乙は、従業員に対して常に所定の制服を着用させるとともに、乙が発行する身分証明書を携帯させるものとする。

(警備業務実施計画の協議及び警備業務実施計画書の提出)

- 4 乙は、警備業務等の実施にあたり、予め、巡回経路、警備センサー等の機器設置場所、及び警備員氏名を記載した警備業務実施計画書を作成し、甲に提出するものとする。この場合、乙は、予め、当該学校長と協議し、確認を受けるものとする。なお、警備業務実施計画書に変更があった場合は速やかに変更内容を確認できる書面を提出するものとする。

(同一従業員の配置)

- 5 乙は、警備対象校に対して本実施要領第2項第1号に定める時間中警備員[ ]を常駐させるものとする。なお、特別な理由がない限り特定の従業員(警備員)を配置するものとし、変更のある場合は事前に当該学校長の承認を得るものとする。

(常駐警備業務等の内容)

- 6 乙は、毎日、本実施要領第2項第1号に定める時間中、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 常駐警備業務の内容

ア 警備対象校毎に定めた警備業務実施計画に基づき、校舎内外の巡回を[ ]行う。

巡回の基準は概ね次のとおりとする。

常駐時間	回数	巡回を開始する時間	備考
[ ]～ [ ]の間	1回目	[ ]	
	2回目	[ ]	
[ ]～ [ ]の間	1回目	[ ]	
	2回目	[ ]	

なお、巡回の際には巡回時計を携帯し、巡回時刻を記録して本実施要領第11項に定める警備報告書に添付すること。

イ 施錠の確認及び措置

- ウ 可燃物未処理の有無の確認及び措置
- エ 毒劇物等を保管する薬品庫の点検確認
- オ 拳動不審者の有無の確認
- カ 不用箇所の消灯
- キ 校舎内外保管物件の異常の有無の確認
- ク 学校職員等の最終退校者との引継連絡
- ケ 警備報告書の記載
- コ 冬期間における玄関、昇降口周辺の巡回に必要な最小限の除雪
- サ その他、防災上特に必要と認められた場合における適時の巡回

(2) 警備業務遂行に伴う付帯業務に検討すべき問題が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。  
(機械巡回警備業務の内容)

7 乙は、毎日、本実施要領第2項第2号に定める時間中、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 警備本部に監視及び指令担当者を配置し、警備対象校の異常の有無の監視を中央監視装置で間断なく行い、警備上学校施設の保安を確保する。また、警備員[ ]により、警備対象校毎に定めた巡回経路に従い、校舎内及び校舎周囲等の巡回を警備効果が見込まれる時間(概ね[ ]~[ ])に一回以上実施する。
- (2) 校舎外周及び校地内の付帯施設を巡視し、窓の開放、破損箇所の発見と処置及び拳動不審者の有無を確認する。

(3) 校舎内を巡回し、次の箇所の施錠確認を行う。

- ア 校舎1階全域の窓及びドア
- イ 各階の非常口及び侵入される恐れのある窓
- ウ 本実施要領第1項に定めるセンサー等の設置場所の窓

(4) 校舎内の火気使用場所の巡視点検

(5) 巡回時におけるセンサー等のスイッチ入切

(6) 全校舎の不用箇所の消灯

(7) その他、防犯上必要と認められる箇所(室)の巡視

(8) 警備日誌に巡回時間及び巡回結果を記入する。

(異常発生時の措置)

8 乙が、本実施要領第2項に定める時間中に、異常または事故を発見した場合は、臨機適切な処置を取るとともに、速やかに次の要領で報告するものとする。

(1) 犯罪発生の場合 : 110番及び甲等必要箇所に通報報告する。

(2) 火災発生の場合 : 119番及び甲等必要箇所に通報報告する。

(3) その他の事故の場合 : 甲等必要箇所に通報報告する。

(緊急要員等の待機)

9 乙は、緊急事態に対処するため、毎日、電話連絡設備及び連絡車両を常備する外、必要な予備員を待機させるものとする。

(事故発生時の対応及び事故報告)

10 乙は、警備対象校に火災、盗難、その他重大事故が発生したとき、又は発生の恐れがあるときは、これに対処するため、必要な人員を当該学校に急行させるものとする。また、これらの事故について、甲に対して速やかに連絡するとともに、文書で報告するものとする。さらに、当該警備業務各ブロック毎の受注業者間においても、情報交換を行い同様の事故の再発防止等に備えるものとする。

(警備報告書の提出)

11 乙は、毎日警備業務等を終了したときは、必要事項を記載した警備報告書を作成し、当該学校長に提出し

て確認を受けるとともに、毎月、その写しを甲に提出するものとする。

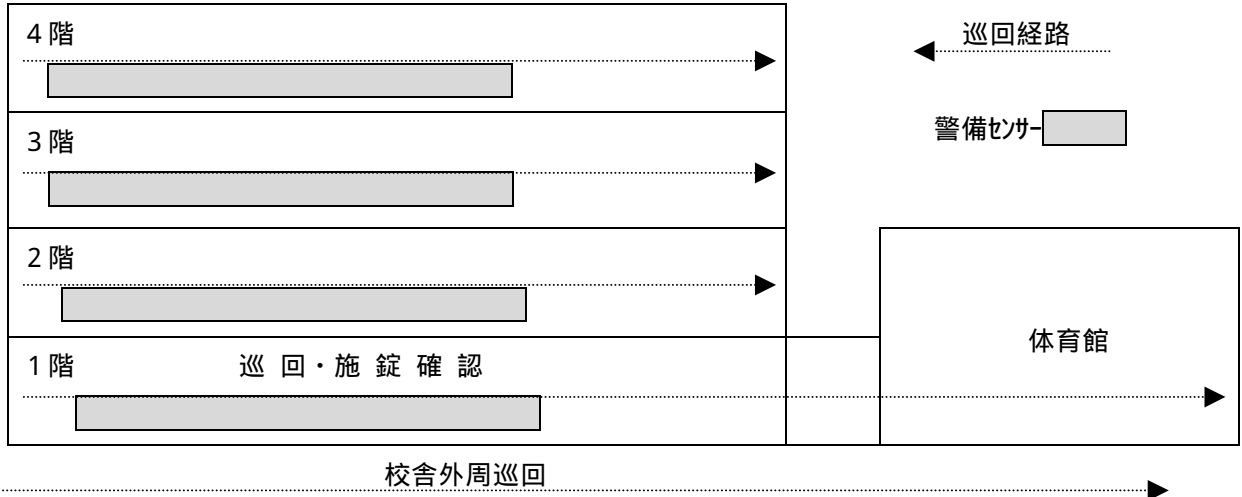
(警備に必要な機器の設置)

12 乙は、機械警備に必要な警備センサー等の機器を次の場所に設置すること。なお、設置する機器類及び設置工事費用、保守点検費用等については乙の負担とする。また、甲の都合(校舎内部改修工事、電話回線変更等)により機器の移動等の必要が生じた場合の費用についても原則として乙の負担とする。

(1)

(2) その他、甲の指定する場所

【機械センサー設置及び巡回警備概要図】



学校によりセンサー設置場所の階層は異なります。

(警備機器の使用方法的周知)

13 乙は、学校職員に対し、警備センサー等の機器の使用方法的周知すること。

(警備対象校と警備本部の通信手段)

14 乙は、警備対象校に設置している警備センサー等の機器と警備本部との通信手段として甲所有の電話回線を使用するものとし、回線使用料は甲の負担とする。この場合、警備対象校に設置済の火災通報装置と同一回線を使用しないこと。

(警備機器の保守点検)

15 乙は、警備対象校に設置している警備センサー等の機器を常に正常に作動させるため、定期的に保守点検を実施するものとする。

16 警備業務の期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

(その他)

17 本実施要領第14項に定める通信手段として甲所有の電話回線を使用しない場合の通信費用等については、乙の負担とする。